

# 令和4年度 農業エネルギーコスト削減促進事業補助金 申請要領

(令和4年10月24日改定)

## 1 制度の目的

本補助金は、原油・原材料価格の高騰に直面する県内の事業者のエネルギーコストの削減を促進し、持続可能な経営構造への転換と2050年度に二酸化炭素を含む温室効果ガス正味排出量をゼロにする「2050ゼロカーボン」の実現を図ることを目的としています。

## 2 補助対象者

補助金の交付対象となる者は、次の要件を全て満たすものとします。

- (1) 長野県内に事業所を置き事業活動を行っている者
- (2) 省エネ設備及び再エネ設備の更新等を行う設備を所有する者
- (3) 次のいずれかに該当するもの
  - ア 農業経営体（主たる業種が農業・水産養殖業）
  - イ 農業協同組合（漁業協同組合を含む）
  - ウ 土地改良区及び土地改良区連合
  - エ 県域農業関係団体
  - オ ア～エに掲げる者以外の者であって、第1の趣旨を達成するために知事が特に適当と認められた者
- (4) 県税の滞納がない者
- (5) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）に規定する暴力団員若しくは暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

## 3 補助対象経費

補助対象経費は、省エネ設備の更新や新規導入及び再エネ設備の新規導入（増設は除く。）に必要な経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）で、下表のとおりです。

### (1) 補助対象となる経費

項目	内訳
① 設備費	補助対象設備の導入等に係る購入、製造、据付等に必要な経費 (例) 換気機器、空調機器、その他事業実施に必要不可欠な付属機器 (リモコン、フード、化粧パネル等)
② 工事費	補助対象事業の実施に不可欠な配管、配電等の工事に必要な経費（補助対象設備の導入等に係る設計に必要な経費を含む） (例) 労務費、材料費、機器搬入費、機器据付費、基礎工事、配電・配管工事、直接仮設費、共通仮設費、現場管理費、断熱・保温等の設置工事に要した費用、総合試験調整費、立会検査費、配管耐圧検査費、真空

	乾燥調整費、冷媒ガス及び充填作業費、養生費、天井等解体及び復旧費、点検口取付費等
③ 処分費	既存設備を更新する場合の既存設備等の撤去・処分に必要な経費 (例) 既存設備の撤去・処分のための工事に要した費用

※上記経費に係る消費税相当額は、補助対象経費ではありません。

※中古設備の導入については、補助対象ではありません。

※過剰と見なされるもの、増設されるもの、将来用・兼用・予備用のものに要する経費は対象ではありません。

※各項目の費用について、補助事業を行うために必要かつ不可欠であることの証明は補助事業者の負担とします。証明できなかったことによる不利益について、県は一切の責任を負いません。

## (2)補助対象とならない経費

項目	内訳 (例示)
① 設計費	本事業と直接関係のない設計に要した費用
② 設備費	リース料、計測機器又は装置、必要不可欠とは言えない付属機器等
③ 工事費	安全対策費、土地の取得・賃貸・管理等に要する費用、道路使用許可申請費用、本事業と直接関係のない工事・設計に要した費用等
④ 処分費	本事業と直接関係のない設備機器等の撤去・処分に要した費用
⑤ 諸経費	一般管理費、諸経費（準備費、仮設物費、安全費、保証料、試験調査費、整理清掃費、機械器具費、運搬費、租税公課、保険料、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、補償費、役員報酬、動力用水光熱費、その他）、補助事業経費の積算に関する費用、長野県に提出する申請書類等の作成費用等

## 4 補助内容

対象事業	補助対象設備の区分	補助率	補助下限額及び上限額
省エネ設備更新等事業及び再エネ設備導入事業	省エネ設備及び下記を除く再エネ設備	ア 補助対象経費 150 万円以下 2/3 以内 イ 補助対象経費 150 万円を超える部分 1/2 以内	補助下限額 50 万円 補助上限額 500 万円
	太陽光発電システム (50kW 未満、全量売電を除く)	定額 (出力 1kW 当たり 4 万円以内)	

※補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

## 5 申請・報告等の手続

本補助金に関する申請等の手続は、以下のとおりです。

農業エネルギーコスト削減促進事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）等を確認の上、必要な書類を期間内に提出してください。

### (1) 申請書類等の受付

#### ア 配布方法

下記「ウ 配布場所及び提出先」で配布するほか、長野県公式ホームページからダウンロードできます。（郵送による配布は行いません。）

<https://www.pref.nagano.lg.jp/nosei/220726energy.html>

#### イ 提出方法

持参又は郵送で行ってください。提出の際は紙媒体で2部提出してください。

※紛失等を防ぐため、封筒には「農業エネルギーコスト削減促進事業補助金申請書類 在中」と記入してください。

### 【二次募集（10月25日開始）について】

申請書類等をご提出いただく前に、事業の活用について提出先の農業農村支援センターに事前相談することを必須とします。

#### ウ 配布場所及び提出先（下記7に連絡先を掲載しています。）

- ・ 県内の主な事業所の所在地を所轄する地域振興局農業農村支援センター農業農村振興課に提出してください。
- ・ 事業実施が地域振興局管内を超える場合は長野県農政部農業政策課に提出してください。

#### ※事業活動温暖化対策計画について

県内の主な事業所の所在地を管轄する地域振興局環境担当課に、メール又は郵送（CD-R等電子媒体）により、電子データを提出してください。

なお、県外に本社があり、県内広域に複数の事業所等を有する場合、長野県環境政策課ゼロカーボン推進室に提出してください。

また、その写しを補助金の計画承認申請書に添付してください。

#### エ 費用の負担

申請等に要する経費は、全て申請者の負担とします。

手続の種類	提出期限	提出書類	備考
① 計画承認申請	令和4年9月16日 —(一次募集)— ※以後の募集については、予算の執行状況により決定	<u>計画承認申請書（様式第1号）</u>  【添付書類】 (1) 実施計画書（様式第2号） (2) 次のうち該当するもの ア 従業員数21人以上の場合 →長野県環境政策課ゼロカーボン推進室又は地域振興局環境担当課に提出した事業活動温暖化対策計画の写し	【添付書類(3)関係】 添付書類一覧の4、5は証明日が申請日より前3か月以内のものであること

		<p>イ 従業員数 21 人未満の場合及び事業活動温暖化対策計画を提出できないことについてやむを得ない理由があると認められた場合</p> <p>→エネルギーコスト削減等計画書（様式第 3 号）</p> <p>(3) その他知事が必要と認める書類（実施計画書の添付書類一覧のとおり）</p>	
② 交付申請	計画承認後から令和 5 年 1 月 31 日までの間	<b>交付申請書（様式第 4 号）</b>	
③ 事業計画変更承認申請	補助事業の内容を変更しようとするとき	<b>事業変更承認申請書（様式第 6 号）</b> <b>【添付書類】</b> (1) 変更後の実施計画書 (2) 変更後の補助対象経費の内訳が確認できる書類	変更、中止（廃止）の場合や、予定の期間内に事業が完了しないおそれがある場合は、速やかに地域振興局農業農村支援センターへ相談してください。
③ 事業計画中止（廃止）承認申請	補助事業を中止又は廃止しようとするとき	<b>事業中止（廃止）承認申請書（様式第 7 号）</b>	
④ 事業計画遅延等報告	補助事業が予定の期間内に完了しないとき	<b>事業計画遅延等報告書（様式第 10 号）</b>	
⑤ 交付決定前事業着手届	交付決定前に事業に着手する必要があるとき	<b>交付決定前事業着手届出書（様式第 9 号）</b>	
⑥ 繰越承認申請	事業を翌年度に繰り越す必要がある場合	<b>繰越承認申請書（様式第 11 号）</b> （ご注意） 自然災害や半導体部品等の不足による大幅な納期遅延など、真にやむを得ない理由がある場合でなければ繰越しはできません。	
⑦ 実績報告	補助事業が完了したとき	<b>事業実績報告書（様式第 12 号）</b> <b>【添付書類】</b> (1) 省エネ設備や再エネ設備の更新等を行った建物及び設備の概要が確認できるカラー写真（取り付けようとする設備の型番の写真、取り付け後の写真等） (2) 支出が確認できる書類（契約書等の写し、請求書の写し、領収書の写し、銀行等で振込みしたことが分かる書類） (3) 既存設備を撤去した場合には処分が完了したことを証する書類（産業	<b>【提出期限】</b> 補助事業が完了した日から起算して 30 日を経過した日又は交付決定日の属する年度の 2 月 28 日のいずれか早い日まで。  (3)は、交付要綱別表 2 に定める対象区分

		廃棄物管理票（マニフェストD票）の写し、フロン引取証明書の写し（フロン類が含まれる設備を撤去した場合に限る。）及び家電リサイクル券の写し（一般用エアコン又は一般用冷凍・冷蔵庫を撤去した場合に限る。） (4) 導入した設備の保証書の写し	が更新の場合に限り提出すること
⑦交付請求	補助金の額が確定し、補助金の支払を受けようとするとき	<b>補助金交付請求書（様式第14号）</b>	
⑧年度終了実績報告	交付決定日の属する年度が終了したとき	<b>年度終了実績報告書（様式第13号）</b>	繰越承認を受け、補助事業を翌年度に繰り越す場合のみ提出が必要
⑨財産処分承認申請	補助金を受けて設置した設備を処分しようとするとき	<b>財産処分承認申請書（様式第16号）</b>	耐用年数経過前に対象設備を譲渡、廃棄等する場合に申請が必要

## (2) 「事業活動温暖化対策計画等」について

補助金の計画承認申請をする場合は、長野県地球温暖化対策条例の規定による事業活動温暖化対策計画（前年度以前にこの計画を提出している場合は、実施状況等の報告）をあらかじめ県内の主な事業所の所在地を管轄する地域振興局環境担当課に提出し、その写しを計画承認申請書に添付してください。

事業活動温暖化対策計画に関するお問い合わせ先（ヘルプデスク）は以下のとおりです

対応窓口	ヘルプデスク（中外テクノス株式会社）
連絡先	026-262-1793 又は 026-262-1794
メール	naganoco2@chugai-tec.co.jp
FAX	026-235-2359

※事業活動温暖化対策計画をやむをえない理由により提出できない場合は、長野県庁ゼロカーボン推進室にお問い合わせください。

## 6 留意事項

### ○事業の実施時期について

・補助対象事業は、補助金の交付決定日以降に着手し、原則として当該年度の2月末日までに完了するものであることが必要です。

ただし、交付要綱第7条の承認を受けた後、やむを得ない事由により補助金の交付決定前に事業に着手する必要があるときは、あらかじめ交付決定前事業着手届出書を提出してください。

なお、ここでいう「着手」とは、対象設備を実際に取り付けることだけでなく、対象設備の購入や取付け等の申し込みをすることも該当しますので十分注意してください。

○計画承認申請から計画承認までの期間について

・提出された計画承認申請書が適正であり、必要な添付書類が揃っていることが確認できてから、概ね1か月以内に計画承認の通知を送付します。(審査の結果、補助要件等を満たさない場合は、不承認決定の通知を送付します。)

○事業実施計画書・実績報告書に添付する写真について

計画承認申請又は実績報告の際に添付していただく写真は、下表を参考に、補助対象設備の設置前・設置後の状況が確認できるように撮影してください。

	省エネ設備及び太陽光発電設備を除く再エネ設備	太陽光発電設備
<b>事業実施計画書</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネ設備等の更新等を行う前の建物、設備の状況が確認できる写真</li> <li>・省エネ設備等の更新等を行う設置予定場所の写真</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋根上に太陽光発電システムが載っていないことが確認できる写真</li> <li>・パワーコンディショナ設置予定場所の写真</li> </ul>
<b>実績報告</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネ設備等の更新等を行った後の建物、設備の状況が確認できる写真</li> <li>・更新等を行った省エネ設備等の型番が確認できる写真</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置した太陽光発電システムが確認できる写真</li> <li>・パワーコンディショナが設置されたことが確認できる写真</li> <li>・パワーコンディショナの型番が確認できる写真</li> </ul>

○その他

- ・提出された書類は返却しませんので、コピーを取るなど、控えを1部保管してください。なお、申請書類は本件に係る計画承認・交付決定等補助金に係る事務のみに使用し、他の目的には使用しません。
- ・必要に応じて申請内容を確認したり、追加資料の提出を求めたりすることがあります。
- ・申請等に当たっては、この要領のほか、交付要綱、Q & Aを十分に確認してください。

## 7 地域振興局担当課

※補助金の申請窓口は3ページをご覧ください。

### (1) 申請書類等の提出先（地域振興局農業農村支援センター）

事業所の所在する地域	地域振興局・課	住所	問い合わせ先
小諸市、佐久市、 南佐久郡、北佐久郡	佐久地域振興局 農業農村支援センター 農業農村振興課	〒385-8533 佐久市大字跡部 65-1	0267(63)3144
上田市、東御市、 小県郡	上田地域振興局 農業農村支援センター 農業農村振興課	〒386-8555 上田市材木町 1-2-6	0268(25)7125
岡谷市、諏訪市、 茅野市、諏訪郡	諏訪地域振興局 農業農村支援センター 農業農村振興課	〒392-8601 諏訪市上川 1-1644-10	0266(57)2912
伊那市、駒ヶ根市、 上伊那郡	上伊那地域振興局 農業農村支援センター 農業農村振興課	〒396-8666 伊那市荒井 3497	0265(76)6812
飯田市、下伊那郡	南信州地域振興局 農業農村支援センター 農業農村振興課	〒395-0034 飯田市追手町 2-678	0265(53)0413
木曾郡	木曾地域振興局 農業農村支援センター 農業農村振興課	〒397-8550 木曾郡木曾町福島 2757-1	0264(25)2220
松本市、塩尻市、 安曇野市、東筑摩郡	松本地域振興局 農業農村支援センター 農業農村振興課	〒390-0852 松本市大字島立 1020	0263(40)1915
大町市、北安曇郡	北アルプス地域振興局 農業農村支援センター 農業農村振興課	〒398-8602 大町市大字大町 1058-2	0261(23)6510
長野市、須坂市、 千曲市、埴科郡、 上高井郡、上水内郡	長野地域振興局 農業農村支援センター 農業農村振興課	〒380-0836 長野市大字南長野南県町 686-1	026(234)9512
中野市、飯山市、 下高井郡、下水内郡	北信地域振興局 農業農村支援センター 農業農村振興課	〒383-8515 中野市大字壁田 955	0269(23)0210
事業実施が地域振興局 管内を超える場合	県庁農政部農業政策課	〒380-8570 長野市南長野幅下 692-2	026(235)7213

(2) 事業活動温暖化対策計画の提出先 (地域振興局環境担当課)

事業所の所在する地域	地域振興局・課	住所・メールアドレス	問い合わせ先
小諸市、佐久市、 南佐久郡、北佐久郡	佐久地域振興局 環境・廃棄物対策課	佐久市跡部 65-1 sakuchi- kankyo@pref.nagano.lg.jp	0267(63)3166
上田市、東御市、 小県郡	上田地域振興局 環境課	上田市材木町 1-2-6 uedachi- kankyo@pref.nagano.lg.jp	0268(25)7134
岡谷市、諏訪市、 茅野市、諏訪郡	諏訪地域振興局 環境課	諏訪市上川 1-1644-10 suwachi- kankyo@pref.nagano.lg.jp	0266(57)2952
伊那市、駒ヶ根市、 上伊那郡	上伊那地域振興局 環境・廃棄物対策課	伊那市荒井 3497 kamichi- kankyo@pref.nagano.lg.jp	0265(76)6817
飯田市、下伊那郡	南信州地域振興局 環境課	飯田市追手町 2-678 minamichi- kankyo@pref.nagano.lg.jp	0265(53)0434
木曽郡	木曽地域振興局 総務管理・環境課	木曽町福島 2757-1 kisoichi- kankyo@pref.nagano.lg.jp	0264(25)2234
松本市、塩尻市、 安曇野市、東筑摩郡	松本地域振興局 環境・廃棄物対策課	松本市島立 1020 matsuchi- kankyo@pref.nagano.lg.jp	0263(40)1941
大町市、北安曇郡	北アルプス地域振興局 総務管理・環境課	大町市大町 1058-2 kitachi- kankyo@pref.nagano.lg.jp	0261(23)6563
長野市、須坂市、 千曲市、埴科郡、 上高井郡、上水内郡	長野地域振興局 環境・廃棄物対策課	長野市南長野南県町 686-1 nagachi- kankyo@pref.nagano.lg.jp	026(234)9590
中野市、飯山市、 下高井郡、下水内郡	北信地域振興局 環境課	中野市壁田 955 hokuchi- kankyo@pref.nagano.lg.jp	0269(23)0202
県外に本社があり、県 内広域に複数の事業所 等を有する者	県庁環境部環境政策課 ゼロカーボン推進室	長野市南長野幅下 692-2 sho- ene@pref.nagano.lg.jp	026(235)7022